

工事標準仕様書(令和5年8月21日一部改定) 新旧対照表

旧条文(令和5年4月)				新条文(令和5年8月21日一部改定)				備考				
編	章	節	条	項	枝番	編	章	節	条	項	枝番	
1	1-	1-	7	1.		1	1-	1-	7	1.		
<p>1. コリンズ(CORINS)への登録                      請負者は、受注時または変更時において請負代金額が500万円以上の建設工事について、工事実績情報システム(CORINS)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリンズから監督員にメール送信し、監督員へ通知する。監督員の確認(署名、押印)を受けたうえ、受注時(当初請負代金額が変更契約により500万円未満から500万円以上となった工事を含む)は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完了後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請をしなければならない。</p>				<p>1. コリンズ(CORINS)への登録                      請負者は、受注時または変更時において請負代金額が500万円以上の建設工事について、工事実績情報システム(CORINS)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリンズから監督員にメール送信し、監督員へ通知する。監督員の確認を受けたうえ、受注時(当初請負代金額が変更契約により500万円未満から500万円以上となった工事を含む)は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完了後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請をしなければならない。</p>								